

平成30年度から

国民健康保険税の税率が変わります

県が財政運営の主体に

広報ありだがわ12月号でお知らせしたとおり、平成30年4月から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、制度の安定化を図ることになりました。

これにより、各市町村で納めてい

ただいた保険税を財源として、県に国民健康保険事業費納付金を支払い、医療機関などへの支払いに必要な費用は県から交付を受ける仕組みとなります。

保険税の見直し

国民健康保険制度の安定的な運営

区 分	内訳区分	平成 29 年度まで	平成 30 年度	前年度比
医療給付費分 (加入者全員に課税)	所得割率	7.30%	7.05%	0.25% 減
	資産割率	35.00%	30.00%	5.00% 減
	均等割額	25,500 円	22,800 円	2,700 円減
	平等割額	28,800 円	26,700 円	2,100 円減
後期高齢者 支援金等分 (加入者全員に課税)	所得割率	2.00%	2.00%	据え置き
	資産割率	10.00%	10.00%	据え置き
	均等割額	6,900 円	7,800 円	900 円増
	平等割額	7,800 円	8,100 円	300 円増
介護納付金分 (介護 2 号被保険者 : 40 歳から 64 歳の方 に課税)	所得割率	1.70%	1.80%	0.10% 増
	資産割率	6.00%	6.80%	0.80% 増
	均等割額	7,800 円	8,900 円	1,100 円増
	平等割額	4,800 円	6,000 円	1,200 円増
合 計	所得割率	11.00%	10.85%	0.15% 減
	資産割率	51.00%	46.80%	4.20% 減
	均等割額	40,200 円	39,500 円	700 円減
	平等割額	41,400 円	40,800 円	600 円減

モデル世帯保険税額 (例)



③ ②の夫婦 2 人 と子ども 2 人

- ・夫婦は介護分該当
- ・所得 200 万円
(給与収入 310 万円程度)
- ・固定資産税 8 万円

現行
年額 37 万 3,700 円

改正
年額 36 万 3,300 円



② 40 ～ 64 歳の 夫婦 2 人

- ・介護分該当
- ・所得 150 万円
(給与収入 250 万円程度)
- ・固定資産税 8 万円

現行
年額 29 万 8,900 円

改正
年額 29 万 1,700 円



① 65 ～ 74 歳の 単身者

- ・介護分該当なし
- ・所得 33 万円
(年金収入 150 万円程度)
- ・固定資産税 5 万円

現行
年額 4 万 3,100 円

改正
年額 3 万 9,500 円

が可能となるよう法改正がなされ、国などの財政支援が拡充されます。国などの追加公費の効果により、県全体の保険税(料)が抑制され、有田川町に提示された国民健康保険事業費納付金をまかなうために必要な保険税額は、現行の保険税率を引き下げても確保できる見込みとなりました。見直しを行った平成30年度の税率は、上の表のとおりです。国民健康保険税は、各費用に充てる目的により、医療分・支援金分・介護分と分かれています。県から提示された納付金に対して不足となる支援金分・介護分の税率

を引き上げ、医療分で税率を引き下げることで、全体で保険税を引き下げるよう改正しました。

国民健康保険財政を取り巻く環境は厳しい状況ですが、国民皆保険制度を将来に渡って維持し、安心して医療が受けられるよう、ご加入の皆さまにはご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

岡吉備庁舎税務課

◆あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況 (平成 30 年 3 月)

加入者数	8,244 人
支払額	3 億 2,848 万円
一人当たりの医療費	3 万 9,844 円 (前年同月 3 万 9,586 円)
28 年度一人当たりの医療費(月)	4 万 2,554 円
28 年度一人当たりの医療費(年)	51 万 649 円

医療費が増え、自己負担額や国民健康保険税の増加につながります。

一人一人が生活習慣を見直し、日頃から健康管理に努めましょう。